

令和7年度第5回茨城県総合計画審議会次第

日時：2026年3月16日（月）14時00分～15時15分

場所：茨城県庁舎5階 庁議室

1 開会

2 議事

新しい県総合計画について

(1) パブリックコメントの結果について

(2) 茨城県総合計画 答申（案）について

3 その他

4 閉会

配付資料一覧	
【次第、席次表、委員名簿、条例】	
【資料1】	パブリックコメントの結果について
【資料2】	茨城県総合計画 答申（案）
【参考資料1】	第4回総合計画審議会における委員からの主な意見と対応状況
【参考資料2】	「新しい茨城」づくりへの挑戦 ～新しい茨城県総合計画の推進に向けた初年度(令和8年度)の取組～
【参考資料3】	いばらきネットモニター及びネットリサーチの調査結果における 地域別・年代別の分析
【参考資料4】	「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組の フォローアップと推進戦略～」と新しい茨城県総合計画の関係
【参考資料5】	新しい県総合計画の策定スケジュール

令和7年度 第5回茨城県総合計画審議会 席次表



行政経営課長
 東北振興局次長
 地域振興課長
 計画推進課副参事
 計画推進課長
 政策企画部次長
 政策企画部長

計画推進課 ◇
 計画推進課 ◇
 地域振興課 ◇
 地域振興課 ◇
 東北振興局 ◇

計画推進課 補佐 ◇
 計画推進課 ◇
 行政経営課 ◇
 行政経営課 ◇
 (速記) ◆

(報道関係)

(報道関係)

森近 委員
 松木 委員
 平根 委員
 高木 委員
 鈴木 委員
 澤田 委員
 跡部 副会長
 大谷 会長
 鬼沢 委員
 グェン 委員

計画推進課 ◇

【オンライン】
道越委員

総合計画審議会委員名簿

委員：16名 任期：2年間（2025.4.1～2027.3.31）

No.	氏名	所属等	
1	跡部 悠未 アトベ ヲウミ	東京農工大学ディープテック産業開発機構 准教授	○
2	雨宮 護 アメミヤ マホル	筑波大学システム情報系 准教授	
3	大谷 基道 オオタニ モトミチ	獨協大学法学部 教授	◎
4	鬼沢 由香 オニザワ ユカ	OZ BERRY FARM（鬼沢いちご園）	
5	NGUYEN HONG SON グエン ホン ソン	在日ベトナム人協会連合会 会長 茨城県ベトナム人協会 会長	
6	澤田 浩子 サワタ ヒロコ	筑波大学人文社会系 准教授	
7	柴沼 秀篤 シバヌマ ヒデアツ	(株)柴沼醤油インターナショナル 代表取締役社長	
8	鈴木 健嗣 スズキ ケンジ	筑波大学システム情報系 系長／教授 筑波大学サイバニクス研究センター 副センター長	
9	高木 真矢子 タカギ マヤコ	合同会社JOYNS 代表社員	
10	平田 輝満 ヒラタ テルミツ	茨城大学学術研究院応用理工学野 教授	
11	平根 沙貴 ヒラネ サキ	(株)常陽銀行コンサルティング営業部 調査役	
12	松木 徹 マツキ トオル	(株)エムテック 代表取締役	
13	道越 万由子 ミチコエ マユコ	(株)BEYOND 代表取締役	
14	森近 恵梨子 モリチカ エリコ	平成医療福祉グループ ケアアドバイザー	
15	山根 将大 ヤマネ マサヒロ	(株)アドバンフォース 代表取締役	
16	渡邊 多永子 ワタベ タエコ	筑波大学医学医療系 特任准教授 ヘルスサービス開発研究センター 副センター長	

◎…会長、○…副会長（五十音順、敬称略）

○茨城県総合計画審議会条例

平成6年3月30日
茨城県条例第4号

茨城県総合計画審議会条例を公布する。

茨城県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県の総合計画について調査審議するため、茨城県総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、県の総合計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

2 審議会は、前項のほか、知事の諮問に応じ、国土総合開発法(昭和25年法律第205号)第7条の2の規定に基づく県の総合開発計画について調査審議し、その結果について、知事に答申するものとする。

3 審議会は、必要があると認めるときは、前2項に規定する県の総合計画等に関し、知事に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員50人以内で組織する。

- (1) 県議会の議員
- (2) 市町村の長
- (3) 市町村の議会の議長
- (4) 学識経験を有する者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長がともに欠けたときの会議は、知事が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に、特定の事項の調査審議のため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

4 専門委員は、知事が委嘱する。

(委員以外の者からの意見の聴取)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者からその意見を聴くことができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の調査審議する事項について、委員を補佐する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。

2 茨城県総合開発審議会条例(昭和25年茨城県条例第42号)は、廃止する。